

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令案新旧対照条文

○ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（申請書の添付書類）</p> <p>第十一条 法第四条の二第三項（法第五条の四第三項、第六条第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の内閣府令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 法第四条第一項第四号の規定により空気拳銃の所持の許可を受けようとする者については、申請人の写真二枚</p> <p>十三〇十六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項第二号及び第三号に掲げる書類（第三号に掲げる書類にあつては、住民票の写し及び経歴書に限る。）については、次の各号のいずれかに該当する場合には、申請書にその旨を記載して添付を省略することができる。</p> <p>一 法第四条第一項第一号の規定による猟銃等の所持の許可を現に受けている者が、当該許可に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、更に同号の規定による許可若しくは法第七条の三第一項の規定による許可の更新に係る申請書を提出する場合（第三十五条第一項の規定による新たな許可証の交付を受ける場合を</p>	<p>（申請書の添付書類）</p> <p>第十一条 法第四条の二第三項（法第五条の四第三項、第六条第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の内閣府令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二〇十五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項第二号及び第三号に掲げる書類（第三号に掲げる書類にあつては、住民票の写し及び経歴書に限る。）については、次の各号のいずれかに該当する場合には、申請書にその旨を記載して添付を省略することができる。</p> <p>一 法第四条第一項第一号の規定による猟銃等の所持の許可を現に受けている者が、当該許可に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、更に同号の規定による許可又は法第七条の三第一項の規定による許可の更新に係る申請書を提出する場合（第三十五条第一項の規定による新たな許可証の交付を受ける場合を除く</p>

除く。)又は法第九条の第十二項の規定による空気銃(空気拳銃を除く。)の射撃練習を行う資格の認定に係る申請書を提出する場合

二 法第五条の四第二項の合格証明書(以下「合格証明書」という。 )又は法第九条の第五項の教習修了証明書(以下「教習修了証明書」という。)の交付を受けた日から起算して一年を経過していない者が、法第五条の四第一項の規定による技能検定又は法第九条の五第二項の規定による射撃教習を受ける資格の認定に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可又は法第九条の第十二項の規定による猟銃の射撃練習を行う資格の認定に係る申請書を提出する場合

三 法第九条の第十二項の規定による空気銃(空気拳銃を除く。)の射撃練習を行う資格の認定を現に受けている者が、当該認定に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、法第四条第一項第一号の規定による空気銃の所持の許可に係る申請書を提出する場合

(猟銃又は空気銃の構造又は機能の基準)

第十九条 令第九条第二項第二号及び第二十七条第一項第三号の内閣府令で定める実包又は金属性弾丸の数は、六発(ライフル銃以外の猟銃にあつては、三発)とする。

2 令第九条第二項第三号及び第二十七条第一項第四号の内閣府令で定める口径の長さは、次に掲げるとおりとする。ただし、専らとど、熊その他大きさがこれらに類する獣類の捕獲(殺傷を含む。)の

。)

二 法第五条の四第二項の合格証明書(以下「合格証明書」という。 )又は法第九条の第五項の教習修了証明書(以下「教習修了証明書」という。)の交付を受けた日から起算して一年を経過していない者が、法第五条の四第一項の規定による技能検定又は法第九条の五第二項の規定による射撃教習を受ける資格の認定に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可又は法第九条の第十二項の規定による射撃練習を行う資格の認定に係る申請書を提出する場合

(猟銃若しくは空気銃の構造又は機能の基準等)

第十九条 令第九条第二項第二号及び第二十七条第三号の内閣府令で定める実包又は金属性弾丸の数は、六発(ライフル銃以外の猟銃にあつては、三発)とする。

2 令第九条第二項第三号及び第二十七条第四号の内閣府令で定める口径の長さは、次に掲げるとおりとする。ただし、専らとど、熊その他大きさがこれらに類する獣類の捕獲(殺傷を含む。)の用途に

用途に供する猟銃の口径の長さは、国家公安委員会規則で定める。

一・二 (略)

3 令第九条第二項第四号及び第二十七号第一項第五号の内閣府令で定める銃身長及び銃の全長は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

4 令第九条第二項第五号及び第二十七号第一項第六号の内閣府令で定める消音装置は、専ら発射音を減殺するための装置とする。

(許可証の書換えの申請)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 第一項の場合において、申請人が法第四条第一項第一号又は第四号(空気拳銃に係る部分に限る。)の規定による許可を受けた者で都道府県公安委員会の管轄区域を異にして住所地を変更したものであるときは、併せて当該申請人の写真を添えるものとする。

(許可証の再交付の申請)

第三十三条 法第七条第二項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、別記様式第三十五号の銃砲刀剣類所持許可証再交付申請書を住所地(法第六条の外国人にあつては、所在地)又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。この場合において、許可証の再交付を受けようとする者が、法第四条第一項第一号又は第四号(空気拳銃に係る部分に限る。)の規定による許可を受けた者であるときは、当該申請人の写真二枚を添えなければならない。

(練習用備付け銃の備付けの基準)

供する猟銃の口径の長さは、国家公安委員会規則で定める。

一・二 (略)

3 令第九条第二項第四号及び第二十七号第五号の内閣府令で定める銃身長及び銃の全長は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

4 令第九条第二項第五号及び第二十七号第六号の内閣府令で定める消音装置は、専ら発射音を減殺するための装置とする。

(許可証の書換えの申請)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 第一項の場合において、申請人が法第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者で都道府県公安委員会の管轄区域を異にして住所地を変更したものであるときは、併せて当該申請人の写真を添えるものとする。

(許可証の再交付の申請)

第三十三条 法第七条第二項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、別記様式第三十五号の銃砲刀剣類所持許可証再交付申請書を住所地(法第六条の外国人にあつては、所在地)又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。この場合において、許可証の再交付を受けようとする者が、法第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者であるときは、当該申請人の写真二枚を添えなければならない。

(練習用備付け銃の備付けの基準)

第七十一条 法第九条の十一第一項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 猟銃に係る練習射撃場 口径の長さ又は銃身長が異なり、かつ、型式が異なる複数の猟銃が備え付けられていること。
- 二 空気銃に係る練習射撃場（次号に掲げるものを除く。） 銃身長が異なる複数の空気銃が備え付けられていること。
- 三 空気銃射撃競技のための空気銃に係る練習射撃場 空気銃射撃競技のための射撃練習の用途に供する空気銃が備え付けられていること。

（年少射撃資格者に対する指導を行う練習射撃指導員の指名の方法）

第七十三条の二 法第九条の十一第三項の規定による指名は、帳簿を備え、年少射撃資格者に練習用備付け銃を使用させようとする都度、当該指名の日時、当該指名に係る練習射撃指導員の氏名並びに当該練習射撃指導員が指導を行う年少射撃資格者の住所、氏名及び生年月日を記載するとともに、当該練習射撃指導員及び当該年少射撃資格者に対し、これらの事項を通知して行うものとする。

（電磁的方法による記録）

第七十三条の三 前条に規定する事項が、電磁的方法により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるときは、当該記録をもつて同条に規定する当該事項が記載された帳簿に代えることができる。

（年少射撃資格認定証の書換えの申請）

第七十八条 第三十二条の規定は、法第九条の十三第三項において準

第七十一条 法第九条の十一第一項の内閣府令で定める基準は、口径の長さ又は銃身長が異なり、かつ、型式が異なる複数の猟銃が備え付けられていることとする。

（年少射撃資格認定証の書換えの申請）

第七十八条 第三十二条の規定は、法第九条の十三第三項において準

用する法第七条第二項の規定により年少射撃資格認定証の書換えを受けようとする者について準用する。この場合において、第三十二条第一項中「別記様式第三十四号の銃砲刀剣類所持許可証書換申請書」とあるのは「別記様式第六十六号の年少射撃資格認定証書換申請書」と、「住所地又は法人の事業場の所在地」とあるのは「住所地」と、同条第三項中「申請人が法第四条第一項第一号又は第四号（空気拳銃に係る部分に限る。）の規定による許可を受けた者で都道府県公安委員会」とあるのは「都道府県公安委員会」と読み替えるものとする。

（電磁的方法による保存等に係る基準）

第一百八条 第十三条（第四十二条第二項において準用する場合を含む。）、第四十八条、第六十条（第七十三条において準用する場合を含む。）、第七十三条の三、第八十六条又は第九十二条の規定による記録又は保存をする場合には、国家公安委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

用する法第七条第二項の規定により年少射撃資格認定証の書換えを受けようとする者について準用する。この場合において、第三十二条第一項中「別記様式第三十四号の銃砲刀剣類所持許可証書換申請書」とあるのは「別記様式第六十六号の年少射撃資格認定証書換申請書」と、「住所地又は法人の事業場の所在地」とあるのは「住所地」と、同条第三項中「申請人が法第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者で都道府県公安委員会」とあるのは「都道府県公安委員会」と読み替えるものとする。

（電磁的方法による保存等に係る基準）

第一百八条 第十三条（第四十二条第二項において準用する場合を含む。）、第四十八条、第六十条（第七十三条において準用する場合を含む。）、第八十六条又は第九十二条の規定による記録又は保存をする場合には、国家公安委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。



第11号 (第9条関係) 練習資格認定申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の10第2項の規定による射撃練習を行う資格の認定を次のとおり申請します。

公安委員会殿 年 月 日

申請人	本籍		
	住所		
氏名	ふりがな	⑨	性別 男・女
	生年月日	年 月 日 ( 歳 )	
電話番号			
関係証明書等	交付年月日	番号	交付者
現在交付を受けている猟銃・空気銃所持許可証			
講習修了証明書又は推薦書			
技能検定合格証明書			
講習修了証明書			
練習希望銃種	<input type="checkbox"/> ライフル銃 <input type="checkbox"/> ライフル銃以外の猟銃 <input type="checkbox"/> 空気銃 <input type="checkbox"/> 空気銃以外の空気銃		
欠格事由	<input type="checkbox"/> 私は、法第5条第1項第2号から第18号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。 (猟銃の認定申請者のみ回答) <input type="checkbox"/> 私は、法第5条の2第2項第2号又は第3号に規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。		
省略した書類	添付を省略した書類 <input type="checkbox"/> 同居親族書 ( 年 月 日 公安委員会提出 ) <input type="checkbox"/> 市町村長の長証明書 ( 年 月 日 公安委員会提出 ) <input type="checkbox"/> 住民票の写し ( 年 月 日 公安委員会提出 ) <input type="checkbox"/> 経歴書 ( 年 月 日 公安委員会提出 ) <input type="checkbox"/> その他 ( 年 月 日 公安委員会提出 )		

第11号 (第9条関係) 練習資格認定申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の10第2項の規定による射撃練習を行う資格の認定を次のとおり申請します。

公安委員会殿 年 月 日

申請人	本籍		
	住所		
氏名	ふりがな	⑨	性別 男・女
	生年月日	年 月 日 ( 歳 )	
電話番号			
関係証明書等	交付年月日	番号	交付者
現在交付を受けている猟銃・空気銃所持許可証			
講習修了証明書			
技能検定合格証明書			
講習修了証明書			
練習希望銃種	<input type="checkbox"/> ライフル銃 <input type="checkbox"/> ライフル銃以外の猟銃		
欠格事由	<input type="checkbox"/> 私は、法第5条第1項第2号から第18号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。 <input type="checkbox"/> 私は、法第5条の2第2項第2号又は第3号に規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。		
省略した書類	添付を省略した書類 <input type="checkbox"/> 同居親族書 ( 年 月 日 公安委員会提出 ) <input type="checkbox"/> 市町村長の長証明書 ( 年 月 日 公安委員会提出 ) <input type="checkbox"/> 住民票の写し ( 年 月 日 公安委員会提出 ) <input type="checkbox"/> 経歴書 ( 年 月 日 公安委員会提出 ) <input type="checkbox"/> その他 ( 年 月 日 公安委員会提出 )		

備考

- 1 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名すること  
ができる。修正証明書又は推薦書欄には、空気拳銃に係る申請の場合にあ  
つては法第4条第1項第4号の規定に係る推薦書について記載し、そ  
の他の場合にあつては講習修了証明書について記載すること。
- 2 練習希望銃種欄には、当該銃種の□内にシ印を記入すること。□  
練習希望銃種欄には、当該銃種の□内にシ印を記入すること。□  
内にシ印を記入すること。添付を省略した書類で該当するものの□内に  
5 シ印を記入し、その提出日及び提出先の都道府県公安委員会の所在す  
る都道府県名を記載すること。日本工業規格A4とすること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

備考

- 1 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名すること  
ができる。銃種欄には、該当する銃種の□内にシ印を記入すること。□  
所持希望銃種・型式欄には、該当する事項の□内にシ印を記入す  
ること。
- 2 欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合□  
内にシ印を記入すること。添付を省略した書類で該当するものの□内に  
5 省略した書類欄には、その提出日を記載すること。日本工業規格A4とすること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。



第30号 (第31条関係)

(1面)

第 号	交付 年 月 日 (原交付 年 月 日)
写 真	公安委員会 図
押し出し	
スタンプ	
権 認	年 月 日 図
許可の有効期間	年 月 日まで
本 籍 所	
住 所	
職 業	
持 有 者 氏 名	(男・女)
生 年 月 日	年 月 日

(2面)

第30号 (第31条関係)

(1面)

第 号	交付 年 月 日 (原交付 年 月 日)
写 真	公安委員会 図
押し出し	
スタンプ	
権 認	年 月 日 図
許可の有効期間	年 月 日まで
本 籍 所	
住 所	
職 業	
持 有 者 氏 名	(男・女)
生 年 月 日	年 月 日

(2面)

(7面)

注 意 事 項

- 1 締結を廃止し、又は変更する場合は、必ずその許可証を携しながれなければならない。
- 2 締結は、この許可証を添付されている用途に供する場合その他正当な理由のある場合でなければならず、又は譲渡してはならない。また、この許可証を添付されている用途に供する場合は、その用途を専らに用いてはならない。
- 3 許可証の記載事項に変更を生じた場合は、速やかに書換の申請をしなければならない。
- 4 許可が授けられ、又は取り消された場合は、速やかに許可証を返納しなければならない。

備考

- 1 表紙は、黒色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字又は黄文字入りとすること。
- 2 用紙は、洋紙とすること。
- 3 表紙の裏面に1面の用紙の裏面をはり付け、2面の用紙の裏面が3面に、4面の用紙の裏面が5面に、6面の用紙の裏面が7面になるようにすること。
- 4 1面の交付年月日には再交付により許可証を交付した年月日を、原交付年月日には当該統括につき当該所待者に最初に許可証が交付された年月日を記載すること。
- 5 法第4条第1項第4号の規定による空気警報統括の許可に係るもの以外のものについては、写真の貼付は要しない。
- 6 許可の有効期間欄は、法第4条第1項第4号、第8号及び第9号の許可に係る統括について記載すること。
- 7 所持者の本籍欄、住所欄及び職業欄には、その者が法第4条第5項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、それぞれ、その者の勤務する法人の事業場の名称、その所在地及びその者の当該事業場における職務上の地位を記載すること。
- 8 許可の条件の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを当該面の用紙に貼付すること。

(7面)

注 意 事 項

- 1 締結を廃止し、又は変更する場合は、必ずその許可証を携しながれなければならない。
- 2 締結は、この許可証を添付されている用途に供する場合その他正当な理由のある場合でなければならず、又は譲渡してはならない。また、この許可証を添付されている用途に供する場合は、その用途を専らに用いてはならない。
- 3 許可証の記載事項に変更を生じた場合は、速やかに書換の申請をしなければならない。
- 4 許可が授けられ、又は取り消された場合は、速やかに許可証を返納しなければならない。

備考

- 1 表紙は、黒色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字又は黄文字入りとすること。
- 2 用紙は、洋紙とすること。
- 3 表紙の裏面に1面の用紙の裏面をはり付け、2面の用紙の裏面が3面に、4面の用紙の裏面が5面に、6面の用紙の裏面が7面になるようにすること。
- 4 1面の交付年月日には再交付により許可証を交付した年月日を、原交付年月日には当該統括につき当該所待者に最初に許可証が交付された年月日を記載すること。
- 5 許可の有効期間欄は、法第4条第1項第4号、第8号及び第9号の許可に係る統括について記載すること。
- 6 所持者の本籍欄、住所欄及び職業欄には、その者が法第4条第5項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、それぞれ、その者の勤務する法人の事業場の名称、その所在地及びその者の当該事業場における職務上の地位を記載すること。
- 7 許可の条件の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを当該面の用紙に貼付すること。

第52号 (第58条関係)

教習用備付け銃等届出書

銃砲刀剣類所持等取締法  第9条の6第2項の規定により、教習用備付け銃  
 銃砲刀剣類所持等取締法  第9条の11第2項の規定により、練習用備付け銃  
 について次のとおり届け出ます。

公安委員会殿

届出人氏名

㊟

年 月 日

射 撃 場	射撃場の種別	<input type="checkbox"/> 教習射撃場	<input type="checkbox"/> 練習射撃場
	指 定 番 号		
	指 定 年 月 日		
	名 称		
	電 話 番 号		
	指定に係る銃種		
備付け状況	ライフル銃 (内訳) 公称口径22のヘリ打ちのライフル銃 その他のライフル銃	丁	丁
	ライフル銃以外の銃	丁	丁
	空気拳銃	丁	丁

※備付け状況について、別紙1及び2を作成すること。

備考

- 届け出る備付け銃の口内にし印を記入すること。
- 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 備付け状況欄には、備え付けられている銃の種類ごとにその丁数を記載すること。また、ライフル銃の丁数にあつては口径の別ごとに内訳数を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第52号 (第58条関係)

教習用備付け銃等届出書

銃砲刀剣類所持等取締法  第9条の6第2項の規定により、教習用備付け銃  
 銃砲刀剣類所持等取締法  第9条の11第2項の規定により、練習用備付け銃  
 について次のとおり届け出ます。

公安委員会殿

届出人氏名

㊟

年 月 日

射 撃 場	射撃場の種別	<input type="checkbox"/> 教習射撃場	<input type="checkbox"/> 練習射撃場
	指 定 番 号		
	指 定 年 月 日		
	名 称		
	電 話 番 号		
	指定に係る銃種		
備付け状況	ライフル銃 (内訳) 公称口径22のヘリ打ちのライフル銃 その他のライフル銃	丁	丁
	ライフル銃以外の銃	丁	丁

※備付け状況について、別紙1及び2を作成すること。

備考

- 届け出る備付け銃の口内にし印を記入すること。
- 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 備付け状況欄には、備え付けられている銃の種類ごとにその丁数を記載すること。また、ライフル銃の丁数にあつては口径の別ごとに内訳数を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別紙 1

備付け銃一覧

射撃場の名称		備付け銃一覧		
射撃場の種別	□教習射撃場 □練習射撃場			
	番号	銃種	型式	公称口(番)径 丁数

備考 1 型式欄には、猟銃にあつては自身ホルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気銃にあつてはリバーズアリンダ式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。  
 2 丁数欄には、備付け銃の形式又は公称口(番)径ことの総数を記載すること。  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別紙 1

備付け銃一覧

射撃場の名称		備付け銃一覧		
射撃場の種別	□教習射撃場 □練習射撃場			
	番号	銃種	型式	公称口(番)径 丁数

備考 1 型式欄には、単身ホルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を記載すること。  
 2 丁数欄には、備付け銃の形式又は公称口(番)径ことの総数を記載すること。  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。



第58号 (第58条関係)

教習用備付け銃等変更届出書

銃砲刀剣類所持等取締法  第9条の6第2項の規定により、教習用備付け銃  
 の変更について次のとおり届け出ます。

公安委員会殿

届出人氏名

年 月 日

㊟

射撃場	指定番号	
	指定年月日	
撃場	名称	
	電話番号	
変更後の備付け状況	ライフル銃	丁
	(内訳) 公称口径22のヘリ打ちのライフル銃 その他のライフル銃	丁
変更理由等	ライフル銃以外の猟銃	丁
	空気銃以外の空気銃 空気拳銃	丁

※備付け状況について、別紙1、2及び3を作成すること。

備考

- 届け出る備付け銃の口内にシ印を記入すること。署名すること。
- 届ける人は、氏名を記載し及び押印すること。代えて、署名すること。
- 変更後の備付け状況欄には、備え付けられている銃の種類ごとにその丁数を内訳数を記載すること。また、ライフル銃の丁数にあつては口徑の別ごとに変更理由等欄に記載すること。また、ライフル銃の丁数にあつては口徑の別変更理由等欄に記載すること。
- 必要な事項を記載すること。備え付けないこととなつた理由その他
- 必要事項又は廃棄等に要するもの(番号)を別紙3に記載すること。銃種、型式、公称口径(番号)を別紙3に記載すること。
- 別紙2の記載を要しない。工業規格A4とすること。

第58号 (第58条関係)

教習用備付け銃等変更届出書

銃砲刀剣類所持等取締法  第9条の6第2項の規定により、教習用備付け銃  
 の変更について次のとおり届け出ます。

公安委員会殿

届出人氏名

年 月 日

㊟

射撃場	指定番号	
	指定年月日	
撃場	名称	
	電話番号	
変更後の備付け状況	ライフル銃	丁
	(内訳) 公称口径22のヘリ打ちのライフル銃 その他のライフル銃	丁
変更理由等	ライフル銃以外の猟銃	丁
	※備付け状況について、別紙1、2及び3を作成すること。	

備考

- 届け出る備付け銃の口内にシ印を記入すること。署名すること。
- 届ける人は、氏名を記載し及び押印すること。代えて、署名すること。
- 変更後の備付け状況欄には、備え付けられている銃の種類ごとにその丁数を内訳数を記載すること。また、ライフル銃の丁数にあつては口徑の別ごとに変更理由等欄に記載すること。また、ライフル銃の丁数にあつては口徑の別変更理由等欄に記載すること。
- 必要な事項を記載すること。備え付けないこととなつた理由その他
- 必要事項又は廃棄等に要するもの(番号)を別紙3に記載すること。銃種、型式、公称口径(番号)を別紙3に記載すること。
- 別紙2の記載を要しない。工業規格A4とすること。

別紙 1

変更後の備付け銃一覧

射撃場の名称		□教習射撃場 □練習射撃場		
射撃場の種別	型	式	公称口(番)径	丁数
番号	銃	種		

備考

- 1 変更後の備付け銃全てについて記載すること。単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空銃にあつては「ベースマガジン式、ポンプ式、圧縮ガス式、フレンチシュー式等の別を記載すること。
- 2 型式欄には、猟銃にあつては単身ホルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空銃にあつては「ベースマガジン式、ポンプ式、圧縮ガス式、フレンチシュー式等の別を記載すること。
- 3 丁数欄には、備え付けられている銃の形式又は公称口(番)径ごとの総数を記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

別紙 1

変更後の備付け銃一覧

射撃場の名称		□教習射撃場 □練習射撃場		
射撃場の種別	型	式	公称口(番)径	丁数
番号	銃	種		

備考

- 1 変更後の備付け銃全てについて記載すること。単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を記載すること。
- 2 折式、水平二連元折式等の別を記載すること。
- 3 丁数欄には、備え付けられている銃の形式又は公称口(番)径ごとの総数を記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

## 新たに備え付けられた銃

射撃場の名称			
射撃場の種別		<input type="checkbox"/> 教習射撃場 <input type="checkbox"/> 練習射撃場	
備え付けた日		年 月 日	
種類	銃番号		
型式	銃の全長	センチメートル	
商品名等	銃身長	センチメートル	
公称口(番)径	弾倉容量	式壇数	
	弾及び能	適合実(空)包	
特徴	備考		
譲渡(貸付)人	住所氏名電話番号		

- 備考
- 1 新たに備え付けられた銃ごとに作成すること。単身折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式、水元折式等の別を記載すること。
  - 2 型式欄には、銃床に必要な彫刻、傷、修理の跡等について記載すること。銃番号欄には、銃砲の機関部に打刻されている番号を記載すること。ただし、機関部に打刻番号がない銃砲については、銃身部(機関部と分離できない構造のものに限る。)に打刻されている番号を記載すること。
  - 3 商品名等の欄には、その商品名を記載し、商品名が不明の場合は、年式等の別を記載すること。
  - 4 特徴欄には、銃床の折りたたみ式、伸縮式、着脱式の別又はその銃砲を特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡等について記載すること。
  - 5 銃番号欄には、銃砲の機関部に打刻されている番号を記載すること。ただし、機関部に打刻番号がない銃砲については、銃身部(機関部と分離できない構造のものに限る。)に打刻されている番号を記載すること。
  - 6 銃の全長欄には、銃口先端から銃口中心線の延長と銃の最後部に接する線が直角に交わる点までの長さを記載すること。
  - 7 銃身長欄には、銃口の先端面から包底面までの長さを記載すること。
  - 8 弾倉型式及び充填可能弾数欄には、箱型(着脱式又は固定式)、チェュープ型、回転式等の別及び弾倉に込められる実包等の数を記載すること。
  - 9 適合実(空)包欄には、その銃砲に通常使用される実包の名称を記載すること。
  - 10 空気銃射撃技術のための射撃練習の用途に供する空気銃である場合には、その旨を備考欄に記載すること。
  - 11 譲渡(貸付)人欄には、当該銃砲の譲渡(貸付)人の住所、氏名その他必要な事項を記載すること。
  - 12 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

## 新たに備え付けられた銃

射撃場の名称			
射撃場の種別		<input type="checkbox"/> 教習射撃場 <input type="checkbox"/> 練習射撃場	
備え付けた日		年 月 日	
種類	銃番号		
型式	銃の全長	センチメートル	
商品名等	銃身長	センチメートル	
公称口(番)径	弾倉容量	式壇数	
	弾及び能	適合実(空)包	
特徴	備考		
譲渡(貸付)人	住所氏名電話番号		

- 備考
- 1 新たに備え付けられた銃ごとに作成すること。単身自動式、上下二連元折式、水元折式、単身ボルト式、単身元折式、単身折式等の別を記載すること。
  - 2 型式欄には、銃床に必要な彫刻、傷、修理の跡等について記載すること。銃番号欄には、銃砲の機関部に打刻されている番号を記載すること。ただし、機関部に打刻番号がない銃砲については、銃身部(機関部と分離できない構造のものに限る。)に打刻されている番号を記載すること。
  - 3 商品名等の欄には、その商品名を記載し、商品名が不明の場合は、年式等の別を記載すること。
  - 4 特徴欄には、銃床の折りたたみ式、伸縮式、着脱式の別又はその銃砲を特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡等について記載すること。
  - 5 銃番号欄には、銃砲の機関部に打刻されている番号を記載すること。ただし、機関部に打刻番号がない銃砲については、銃身部(機関部と分離できない構造のものに限る。)に打刻されている番号を記載すること。
  - 6 銃の全長欄には、銃口先端から銃口中心線の延長と銃の最後部に接する線が直角に交わる点までの長さを記載すること。
  - 7 銃身長欄には、銃口の先端面から包底面までの長さを記載すること。
  - 8 弾倉型式及び充填可能弾数欄には、箱型(着脱式又は固定式)、チェュープ型、回転式等の別及び弾倉に込められる実包等の数を記載すること。
  - 9 適合実(空)包欄には、その銃砲に通常使用される実包の名称を記載すること。
  - 10 譲渡(貸付)人欄には、当該銃砲の譲渡(貸付)人の住所、氏名その他必要な事項を記載すること。
  - 11 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。



第57号 (第64条関係)

練習射撃場指定申請書  
銃砲刀剣類所持等取締法第9条の9第1項の規定により、練習射撃場の指定を  
次のとおり申請します。

公安委員会殿

年 月 日

申請人氏名

㊦

指 定 番 号	
指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 名 称	
射 所 在 地	
射 撃 場 の 区 分	
使 用 す る 銃 砲	
使 用 す る 実 包	
設 置 者	本 住 電 氏 生 年 月 日 籍 所 名 日 年 月 日 ( 歳 )
管 理 者	本 住 電 氏 生 年 月 日 籍 所 名 日 年 月 日 ( 歳 )
備 考	

- 備考
- 1 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名すること  
ができる。
  - 2 設置者が法人であるときは、設置者欄には、その名称及び主たる事  
業場の所在地及び電話番号並びにその代表者の本籍、住所、電話番号、  
氏名及び生年月日を記載すること。
  - 3 備考欄には、添付書類名その他必要な事項を記載すること。空気銃  
に係る練習射撃場の指定を申請するときは、第71条第2号に掲げる練  
習射撃場に係る申請にあつては、使用する銃砲について空気銃を除  
く旨を、同条第3号に掲げる練習射撃場に係る申請にあつては、使用  
する銃砲について空気銃射撃競技のための射撃練習の用途に供する空  
気銃に限る旨を記載すること。
  - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第57号 (第64条関係)

練習射撃場指定申請書  
銃砲刀剣類所持等取締法第9条の9第1項の規定により、練習射撃場の指定を  
次のとおり申請します。

公安委員会殿

年 月 日

申請人氏名

㊦

指 定 番 号	
指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 名 称	
射 所 在 地	
射 撃 場 の 区 分	
使 用 す る 銃 砲	
使 用 す る 実 包	
設 置 者	本 住 電 氏 生 年 月 日 籍 所 名 日 年 月 日 ( 歳 )
管 理 者	本 住 電 氏 生 年 月 日 籍 所 名 日 年 月 日 ( 歳 )
備 考	

- 備考
- 1 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名すること  
ができる。
  - 2 設置者が法人であるときは、設置者欄には、その名称及び主たる事  
業場の所在地及び電話番号並びにその代表者の本籍、住所、電話番号、  
氏名及び生年月日を記載すること。
  - 3 備考欄には、添付書類名その他必要な事項を記載すること。
  - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第81号 (第89案関係)

第 号	練習資格認定証
写真	本籍
住所	性別
氏名	年 月 日生

上記の者は、銃砲刀剣類所持等取締法第9条の10第1項に定める射撃練習を行う資格があることを認定する。

射撃練習に係る銃種	
-----------	--

関係証明書	交付年月日	番 号	交 付 者
講習修了証明書			
文は推薦書			
技能検定合格証明書			
又は教習修了証明書			

年 月 日  
公安委員会 印

- 備考 1 用紙は、洋紙とすること。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第81号 (第89案関係)

第 号	練習資格認定証
写真	本籍
住所	性別
氏名	年 月 日生

上記の者は、銃砲刀剣類所持等取締法第9条の10第1項に定める射撃練習を行う資格があることを認定する。

射撃練習に係る銃種	
-----------	--

関係証明書	交付年月日	番 号	交 付 者
講習修了証明書			
技能検定合格証明書			
又は教習修了証明書			

年 月 日  
公安委員会 印

- 備考 1 用紙は、洋紙とすること。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。